

【資料1-4】

東久留米市児童発達支援センター開設計画

～わかくさ学園の発展的移行によるセンター開設に向けて～

令和元年11月

東久留米市

<目次>

1	はじめに	1
2	児童発達支援の概要について	2
	（1）児童発達支援の種類と事業	2
	（2）児童発達支援センターと児童発達支援事業（センター以外）の人員基準、 設備基準	3
	（3）市の児童発達支援事業の現況	4
3	東久留米市児童発達支援センターについて	4
	（1）基本的考え方	4
	（2）実施事業	5
	【相談部門】	
	①相談支援事業	5
	（ア）一般相談	5
	（イ）専門相談	5
	（ウ）計画相談	6
	（エ）親子療育事業	6
	（オ）外来等訓練事業	6
	②地域支援事業	6
	（ア）巡回相談等	6
	（イ）保育所等訪問支援事業	7
	③地域連携事業	7
	【通園部門】	
	①児童発達支援事業	7
	（3）地域連携体制	8
	（4）名称	10
	（5）開設費用と給付費	10
	（6）職員配置	11
	（7）開設スケジュール	11
4	地域における支援体制の構築に向けて	12

1 はじめに

国は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号）」において、「平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする」と示しています。

児童発達支援センターとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する施設で、発達に遅れのある又は障害のある子どもを通所させ、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、家族が安心して子育てができるよう、家族への支援を行う施設です。加えて、地域における中核的な支援機関として、関連機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行うこととされています。

本市においては、昭和54年より障害児通園施設として「東久留米市立わかかさ学園」（以下「わかかさ学園」という。）が障害児療育に取り組み、現在は児童発達支援事業（センター以外）、障害児相談支援事業、障害者計画相談支援事業の事業所指定を受け、地域に根ざした事業を行っています。当施設は既に児童発達支援センターの人員基準等を満たしており、かつ、児童発達支援センターが担うべき役割（事業）の多くを実施しています。

これらの状況を勘案し、本市では、現行わかかさ学園で行っている事業に加え、児童発達支援センターに求められる役割を担えるよう、わかかさ学園を地域における中核的な支援機関に発展的移行するための「東久留米市児童発達支援センター開設計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は、本計画に沿って、児童発達支援センターの開設に向け、条例等の整備などの開設準備を進め、利用者やそのご家族の皆様、また関係機関との連携をさらに強めながら、障害児支援の推進に努めてまいります。

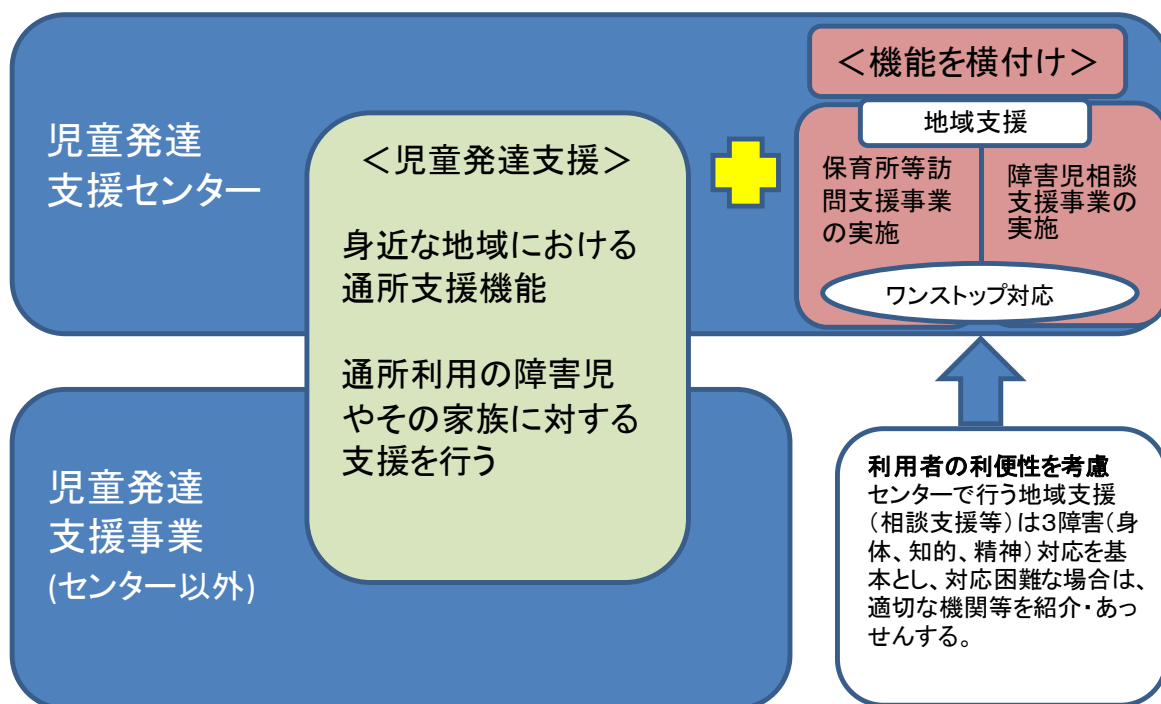
2 児童発達支援の概要について

(1)児童発達支援の種類と事業

児童福祉法第6条の2の2第2項に規定される児童発達支援は、①「児童発達支援センター」と②それ以外の「児童発達支援事業」の2種類の形態に分類されます。「児童発達支援センター」、「児童発達支援事業（センター以外）」のいずれも通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことを共通としていますが、「児童発達支援センター」は施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として位置付けられており、一方で「児童発達支援事業（センター以外）」は専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な地域における療育の場と定義されています。

また、その整備の考え方としては、地域支援を行う「児童発達支援センター」は、市町村から障害保健福祉圏域の範囲に1～2カ所設置のイメージ、その他の「児童発達支援事業（センター以外）」は市町村の範囲に複数設置のイメージと示され、役割としては前者が専門的支援、地域支援等を担うことに対し、後者は身近な地域で早い段階からの支援を行うこととされています。

【児童発達支援センターイメージ図】



(2) 児童発達支援センターと児童発達支援事業(センター以外)の人員基準、設備基準

児童発達支援センターは、児童発達支援事業(センター以外)に比べ、より細かな基準が定められており、事業所指定を受けるためには、これらの基準を満たす必要があります。

【人員基準】

児童発達支援事業(センター以外)		⇔	児童発達支援センター	
従業者	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 障害児の数が10人まで 2人以上 2) 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員の数合計数に含めることができる ・半数以上が児童指導員又は保育士であること 	嘱託医	1人以上
			児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員の数総数に含めることができる ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上
			栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
			調理員	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)	児童発達支援管理責任者	1人以上	
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)			

【設備基準】

児童発達支援事業(センター以外)	⇔	児童発達支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室には必要な機械器具等を備えること ・その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること 	指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員はおおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く
	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
	屋外遊戯場、医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
	調理室、便所	
	静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合
	その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等	

(3)市の児童発達支援事業の現況

昭和54年のわかくさ学園設立時は、同園が市内で唯一の障害児療育を行う施設でありましたが、その後、児童福祉法の改正などにより、児童発達支援事業の基準設定が工夫され、様々な事業主体により「児童発達支援事業」として障害児療育が行われるようになりました。こうした中、本市においても、民間事業所3カ所で児童発達支援事業が展開されております。

【利用実績】

事業所	定員	利用者数
わかくさ学園	35人	35人
A	10人	14人
B	10人	
C	10人	

※利用者数は31年3月実績、1日あたりの利用者数

3 東久留米市児童発達支援センターについて

(1)基本的考え方

本市ではわかくさ学園を改組し、これまでのわかくさ学園が行っている事業に加え、新たな事業にも取り組み、地域における療育の中核的な支援機関として、令和2年4月から東久留米市児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）を開設します。支援センターでは、これまで行ってきた通所支援や相談支援に加え、療育の知見やノウハウを活かした民間事業所への巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施することで、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を目指していきます。

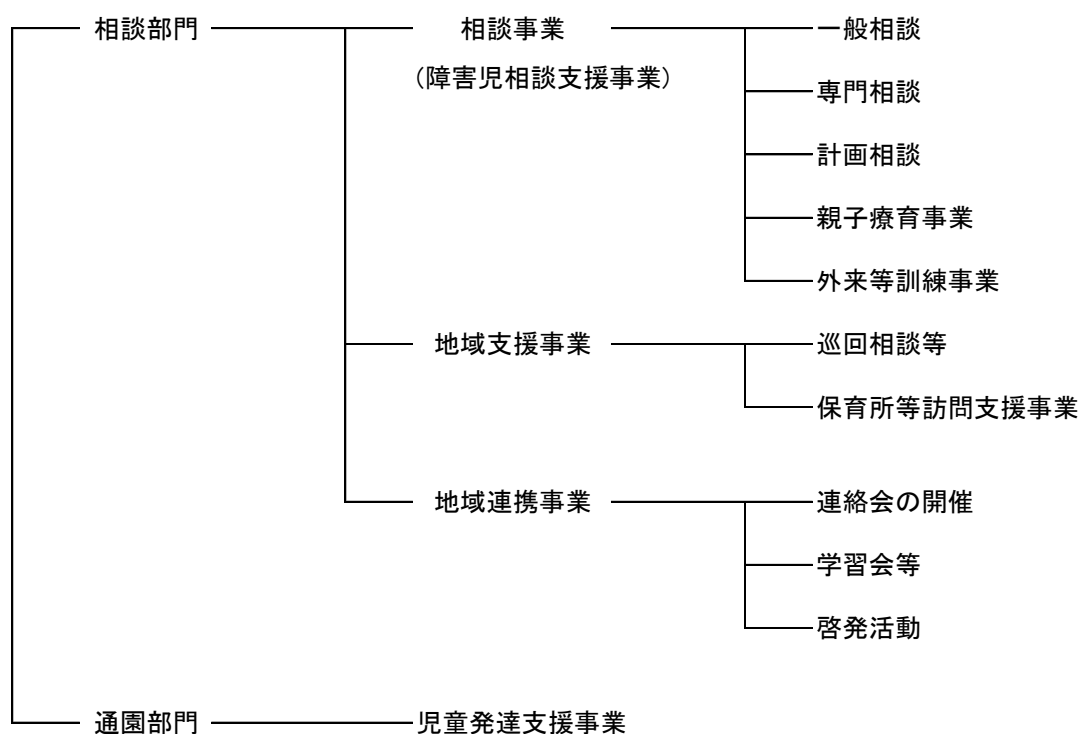
については、支援センターの設置にあたり、次の事項を基本的な考え方とします。

- ①地域の中核的な療育支援機関として18歳までの切れ目ない支援を実現します。
- ②3障害に対応し、各障害種別に関わらず相談支援が受けられる利便性の向上を図ります。
- ③巡回相談や保育所等訪問支援を行うことにより地域支援に組み込み、地域の療育の向上、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。
- ④児童発達支援における重層的な地域支援体制の中核的な役割を担います。

(2)実施事業

実施事業は以下のとおりとします。支援センター移行後は現在行っている事業に加え、新たに巡回相談による民間事業所への助言指導、保育所等訪問支援を実施し、地域支援事業の拡充を図るとともに、地域連携事業の拡充にも努めてまいります。

【事業体系図】



【相談部門】

①相談支援事業

(ア) 一般相談

子どもの成長に伴う発達に係る心配や不安に対して、安心して子育てができるよう、多様な相談に対応する一般相談を実施します。

○利用対象者 市内に在住する18歳未満の子ども及びその保護者

○利用時間 原則平日の午前8時30分から午後5時

○利用者負担 無料

(イ) 専門相談

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもや、一般相談において経過観察が必要と判断された子どもに対して、作業療法士等による専門相談を実施します。

○利用対象者 一般相談において利用が必要と判断された18歳未満の子ども

- 利用時間 原則平日の午前8時30分から午後5時（予約制）
- 利用者負担 無料

（ウ）計画相談

児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関する事業、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業を実施します。

※利用対象者、利用時間、利用者負担は一般相談と同じ

（エ）親子療育事業

発達に遅れや偏りのある未就学児が親子で来所し、小集団での活動や親子での遊びをとおして、人とのやり取りや子ども同士のかかわりを学びます。また、保護者の理解の状況を把握し、その保護者が子どもに対して適切な関わり方を習得できるよう指導・助言を行います。

- 利用対象者 市内に在住する発達に遅れや偏りのある未就学児及びその保護者
- 開催日 プログラムに応じて実施
- 利用時間 午前10時～（プログラムに応じて変更有）
- 利用者負担 無料

（オ）外来等訓練事業

一般相談等において特別な配慮が必要と思われた子どもに対し、作業療法、理学療法、ことばの教室などの専門的な訓練を行い、自立や社会への適応力の習得を促します。

- 利用対象者 一般相談等にて訓練が必要と判断された18歳未満の子ども
- 利用者負担 無料

②地域支援事業

（ア）巡回相談等（新規）

民間で児童発達支援事業を行う事業所へ、要請に応じ新たに巡回相談等を実施し、市全体の療育の向上を目指します。また、市内の保育所等へも要請に応じ巡回相談や助言等を行い、成長過程に課題のある乳幼児が保育所等でも適切な支援が受けられるよう、支援体制の強化に努めていきます。

- 利用対象者 児童発達支援事業所、市内の保育所等、教育関係機関など
- 利用手続き 児童発達支援事業所等の要請により実施
- 利用者負担 無料

(イ) 保育所等訪問支援事業（新規）

保育所等の要請に応じて巡回相談を行うだけでなく、保護者からの要請に応じて保育所等へ出向き、集団生活への適応に向けた助言・指導が行えるよう、児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援事業を行います。

- 利用対象者 市内に在住する18歳未満の子ども及びその保護者
- 利用手続き 児童福祉法に基づいた申請手続きが必要となります。
- 利用者負担 児童福祉法に基づき所得に応じた費用負担があります。（令和元年10月1日より満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間は無償）

③地域連携事業（新規）

成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築のため、地域連携の強化にかかる事業を行います。

○連絡会の開催

庁内関連部署との連絡会に加え、民間事業所との連絡会を開催します。

○学習会等の実施

保育所、幼稚園、民間事業所等の職員が、発達障害に対する知識を深め、在籍するさまざまな子どもへの対応のスキルが高められるよう、学習会等を行います。

○啓発活動

保護者や地域住民等を対象とした講演会等を開催し、地域での理解が広がるよう努めていきます。

【通園部門】

①児童発達支援事業

心身の発達に特別な配慮が必要と思われる未就学児に対し、日常生活の自立支援や機能訓練等を通じて、社会への適応を促していくための支援を行うため、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業を行います。

- 利用対象者 東久留米市内に居住する未就学児のうち、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けた者。なお、医師が通所不可と認めた者、伝染性疾病を有した者は対象外とします。
- 事業実施時間 原則平日の午前9時30分から午後2時30分
- 利用者負担 児童福祉法に基づき所得に応じた費用負担があります。（令和元年10月1日より満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間は無償）
- 定員 現行のわかかさ学園の指導訓練室3部屋について、各部屋ごとに活動スペースの面積を、児童発達支援センター1人当たりの床面積

の基準で除すると、定員は28名となりますが、より多くの定員を確保するため、指導訓練室に設置している棚や物入れを改修し、更なる室内の活動スペースを設けることにより、32名までの受け入れが可能となる予定です（改修費用については、今年度の補正予算で対応する予定です）。

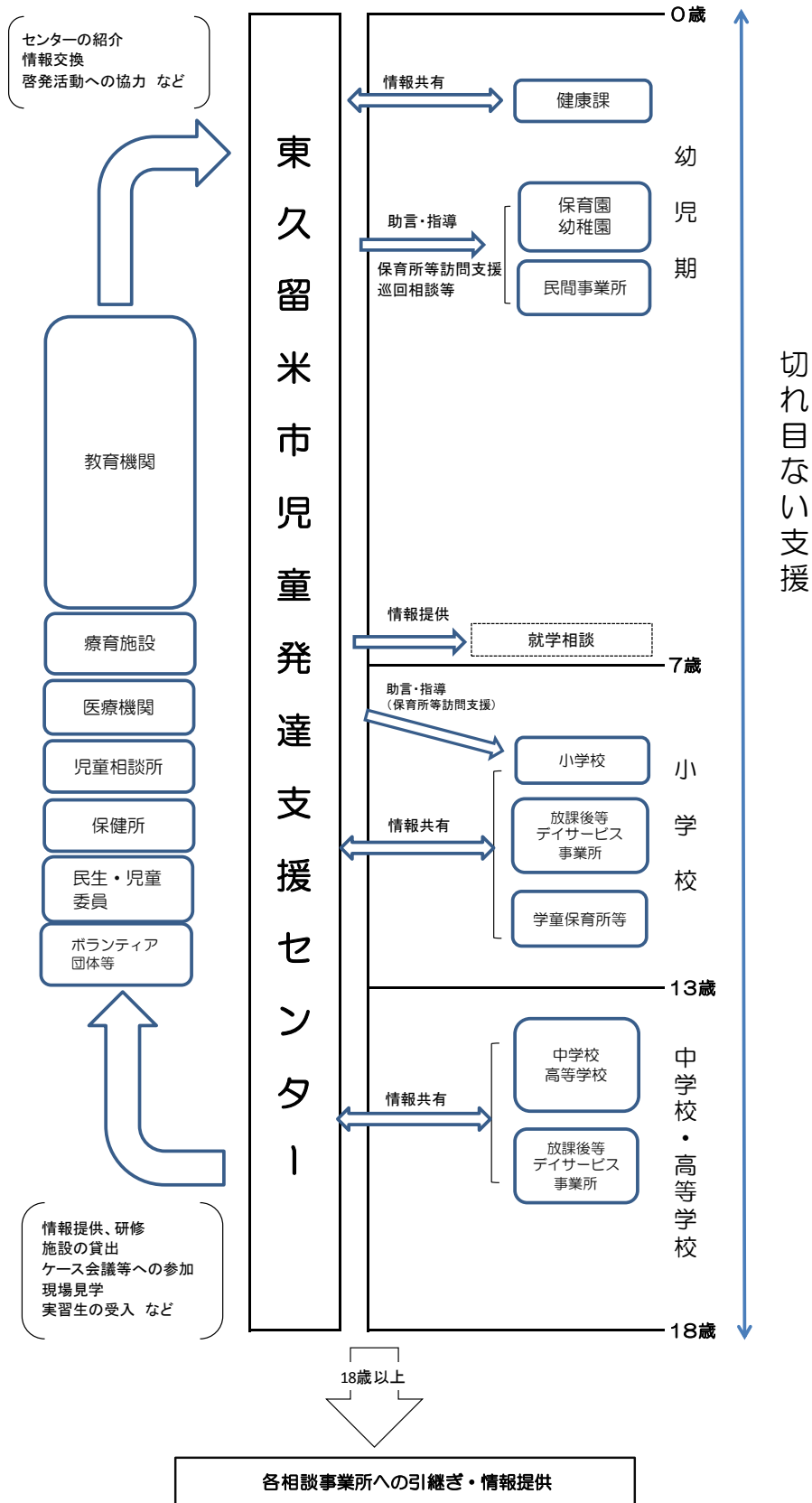
○その他

支援センター化後の定員等については、利用者の保護者を含め広く情報提供に努めます。また、現在入園中のわかかさ学園の園児35名については、令和元年度末をもって16名が卒園するため、定員減による中途退園は発生しません（現在の入園児は卒園が保障されています）。

(3)地域連携体制

支援センターは、地域連携、地域ネットワークの中核機関としての役割が求められています。地域において障害の種別に関わりなく適切な支援が受けられるよう、関係機関等と連携を図りながら重層的に支援を行い、地域連携体制の構築に努めていきます。

【地域連携体制のイメージ】

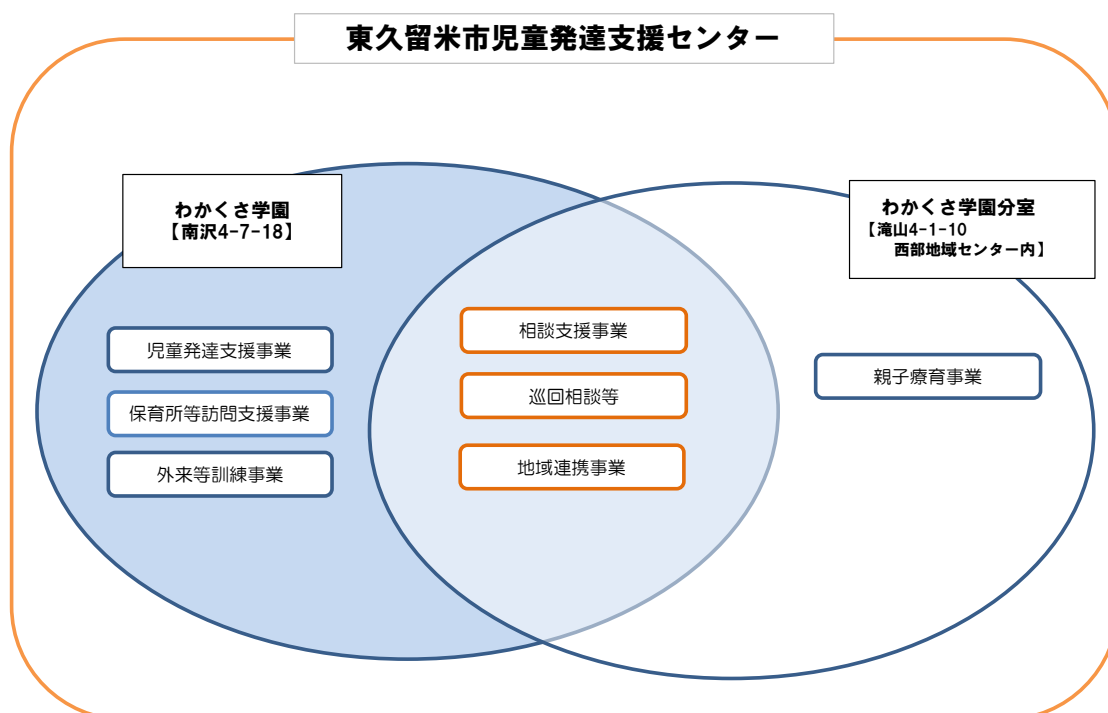


(4)名称

支援センターの名称は、東久留米市児童発達支援センター「わかくさ学園」とする予定です。また、現在、わくわく健康プラザ内の市民一般開放施設を暫定利用しているわかくさ学園発達相談室については、西部地域センターへの移転を機に、名称を東久留米市児童発達支援センター「わかくさ学園分室」とする予定です。

なお、それぞれの場所で行う事業は下図のとおりです。

【事業実施箇所】



(5)開設費用と給付費

①開設費用

前述のとおり、支援センターの開設にあたり、指導訓練室の棚や物入れの改修費用が発生します。また、わくわく健康プラザの市民一般開放施設を暫定利用しているわかくさ学園発達相談室が西部地域センターに移転することに際し、当該地域センター改修工事や移転等にかかる費用が生じます。

②給付費

現行の児童発達支援事業（センター以外）が児童発達支援センターへ移行することにより、当該事業における国・都から支給される給付費が増加します。一方で、保育所等訪問支援事業などの新たな事業に取り組むための費用が生じます。

(6)職員配置

現在のわかくさ学園の正規職員は、管理者1名、児童発達支援事業従事者9名、相談業務従事者（親子療育含む）1名、栄養士、看護師、作業療法士の専門職1名ずつの計14名の配置となっています。支援センターへの移行にあたっては、この正規職員体制のもと、一部配置変更等を行いながら、相談部門関連事業の拡充に努めていきます。なお、地域支援事業、地域連携事業については、相談部門に関わる職員だけでなく、全職員で担っていきます。

(7)開設スケジュール

令和元年

9月・・・「東久留米市児童発達支援センター開設計画（案）」に対するパブリックコメントの実施

11月・・・「東久留米市児童発達支援センター開設計画（案）」に対するパブリックコメントの実施結果の公表
「東久留米市児童発達支援センター開設計画」の策定

12月・・・令和元年第4回市議会定例会
行政報告「東久留米市児童発達支援センター開設計画」の策定について
東久留米市児童発達支援センター条例や補正予算（棚、物入れの改修費等）の議案提案

令和2年

1月・・・東京都へ指定（変更）申請書の提出

4月・・・東久留米市児童発達支援センター開設、併せて西部地域センター内での事業開始

4 地域における支援体制の構築に向けて

これまでわかくさ学園は、通園療育を中心にその機能を果たしてきましたが、近年の療育を取り巻くニーズや、社会環境の変化の中、国からの指針等に基づき中核的な療育支援施設として、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に向けた地域支援に取り組みながら、地域療育のコーディネーター機能を担うことが必要です。加えて、全国的に課題となっている医療的ケア児の支援についても、支援センターを中心に検討を進めていくことが求められています。

ついでには、令和2年4月から（仮称）東久留米市児童発達支援センター「わかくさ学園」を開設し、様々な事業を実施しながら、成長の過程に応じた切れ目ない支援を行う地域連携の中核的な役割を担い、地域全体で療育に取り組む体制づくりに努めていきます。

東久留米市児童発達支援センター開設計画
～わかかさ学園の発展的移行によるセンター開設に向けて～
令和元年11月

問い合わせ先 東久留米市福祉保健部障害福祉課
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1
電 話 042-470-7747 (直)
FAX 042-475-8181